



黒部市告示第2号

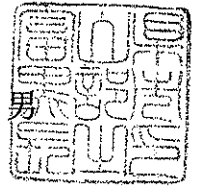
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営担い手育成基盤整備事業荒俣地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年1月23日

黒部市長 堀内 康



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「荒俣」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	大開		430の2の一部、437の3、437の4、438の1から439まで、440の一部、441の一部、442の1の一部、443の1の一部、444の1の一部、535の1、535の2、536の1から544の2まで、545の1の一部、545の2
	吉田		815の1、817の1、818の1、819の1、820の1から820の3まで、821の1、822の1、823の1、824の1、825の1、826の1、827の1

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「大開」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	荒俣		136の1、138の1、165の4、185から189まで、190の2、198の3、199の3、233の2、233の3、234の2、234の3、235の2、235の3、243の2、244の一部、245の一部、

		247の一部、252の1の一部、253の1の一部、 253の2の一部、271の一部、1300の1から 1304まで、1335から1338まで
	吉 田	764の1の一部、765の1の一部、765の2、 765の5の一部、765の6、766の1、767の 1、768の1、769の1、770の1、770の3、 771の1、771の3、772の1、772の3、773 の1、774の1、774の3、775の1、775の 3、776の1から778まで、779の一部、780 の一部、781の一部、788の一部、789の一部、 790の一部、791の一部、792の一部、793の 一部、794の一部、798の一部、799の一部、 800の一部、801から806まで、807の1、808 の1、809の1、810の1、811の1、811の 3、814の4

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

	従前の大字の区域を変更し、大字「吉田」に編入する区域		
市町村名	大字名	字 名	地 番
黒 部 市	大 開		328の2の一部、359の1の一部、366の一部、 380の一部、381の一部、382の一部、407の 一部、408の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

## 2 字の区域の廃止に関するもの

	従前の字の区域を廃止する区域		
市町村名	大字名	字 名	地 番
黒 部 市	荒 俣	鉄 上	918の1から918の4まで
		東清水田	478から480まで、485の1、486の1、491、 492、505、506

上記の区域内にある市有地の全部を含む。